

○議員提出議案第 5 号 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝議会運営委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案につきましては、先ほどの議員提出議案第 4 号と同様に、竹嶋議員、甲斐議員から提出されたものであります。

内容についてであります。報酬については過去にも議論がなされたものの、新たな議員構成となったため、再度議論願うものであり、市民に痛みを伴う改革を強いる前に、まず、議員自ら襟を正していく姿勢を示すため身を切るべきであることから、平成 31 年 4 月 30 日まで、すなわち今期中の臨時特例として、議長の報酬を 49 万 1 千 4 百円、副議長を 46 万 6 千 2 百円、議員を 42 万 8 千 4 百円に減額する条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、議員報酬のあり方について様々な視点から意見を交わすなど、慎重なる審査を行いました結果、賛成少数により、否決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、現在の報酬額については、報酬審議会からの答申を経て決定していることから適正であり、多様な市民の声を市政に反映させるために努力すべきであるとの理由から、澤井委員におかれましては、報酬が高額であるというならば、まずもってそれに見合う議員活動に努力すべきであるとの理由から、服部委員におかれましては、議員それぞれの所得に応じた報酬額にすべきという考えであるとの理由から、反対の意を表明され、竹嶋委員におかれましては、世の中は厳しい状態が続いており、議員報酬を減らすことによって、身を切る改革を実践していきたいとの理由から、賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。